報道資料

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和８年３月27日
公害等調整委員会

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則案及び公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則案についての意見募集の結果並びに改正規則の公布

公害等調整委員会は、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則案及び公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則案について、令和８年１月22日（木）から同年２月20日（金）までの間、意見募集を行いました。その結果、３件の意見の提出がありましたので、提出された意見及びそれに対する公害等調整委員会の考え方を公表します。

１　改正の概要

土地利用調整手続及び公害紛争処理手続の利便性向上の観点から、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則（昭和26年土地調整委員会規則第２号）及び公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和47年公害等調整委員会規則第３号）において、裁定手続における申請の取下げについて、期日等における口頭での取下げを可能とするため、所要の改正を行うものです。詳細については別紙１を御覧ください。

２　意見募集の結果

令和８年１月22日（木）から同年２月20日（金）までの間、意見募集を行ったところ、３件の意見の提出がありました。提出された意見及びそれに対する公害等調整委員会の考え方は別紙２のとおりです。

３　規則の公布

本意見募集の結果を踏まえて、「鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則」及び「公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則」を本日公布しました。なお、本規則は令和８年４月１日から施行されます。

４　資料の入手方法

資料は、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp）の「報道資料」欄に、本日14時を目途に掲載するほか、末尾の連絡先窓口において閲覧に供するとともに配布します。また、e-Gov（https://www.e-gov.go.jp）の「パブリック・コメント」欄にも掲載します。

＜連絡先＞
公害等調整委員会事務局総務課
担当：土屋課長補佐、鈴木係長
電話：03-3503-8591（直通）
E-mail：kouchoi_atmark_soumu.go.jp
※スパムメール防止のため、＠を「_atmark_」としております。メールを送る際は、「_atmark_」を＠に直してください。